令和3年1月21日

県民の皆様へのお願い(令和3年1月21日)

県内事業所において、職場内でマスクを着用せず会話をしたことが要因と疑われるクラスター 事例が発生しました。

マスクの着用や手洗いといった基本的な感染対策は、以前から県民の皆様にお願いしてきたと ころですが、特に職場等では長時間にわたり同じ空間を共にし、感染が拡がりやすい状況が生ま れるため、マスクは必ず着用してください。

各事業所におかれましては、従業員に改めて周知し、マスクの着用や手指消毒、ドアノブ・手 すりなどの共用部分の消毒等の感染対策の徹底をお願いします。

- 緊急事態宣言対象区域への不要不急の往来は控える。
 - ※栃木県・埼玉県・千葉県・東京都・神奈川県・岐阜県・愛知県・京都府・大阪府・兵庫県・福岡県
- 特に感染が拡大している地域に出かけての会食や接待を伴った飲食をしない。
- ・遅くまで集団で会食・宿泊をしない
- ・ 高齢者は、カラオケ、ダンス等の大規模な催しへの参加を控える
- 医療、福祉施設の職員は家族以外との会食を控える
- ・症状が出れば通勤通学を控えて直ちにクリニックを受診
- 事業所では発熱チェック

 $\langle \rangle$

 $\langle \rangle$

 $\langle \rangle$

- ・病院、福祉施設サービスは特に注意
- ・ 各事業所で感染拡大予防ガイドラインを遵守
- ・職場内でもマスクの着用を徹底する
- ・在宅勤務(テレワーク)や時差出勤等の取組をすすめる
- \Diamond ・濃厚接触者は陰性でもさらに注意
- 医療機関は、まずコロナを疑う

※赤字(下線)で表記しているものは、今回追加したものです。

和歌山県新型コロナウイルス感染症対策本部 (危機管理局危機管理・消防課 073-441-2273) 小川・撫養(むや) (内線 2273)

緊急事態宣言対象区域への不要不急の往来は控える

・緊急事態宣言が解除されるまでの間、緊急事態宣言対象区域(栃木県、埼玉県、東京都、千葉県、神奈川県、岐阜県、愛知県、京都府、大阪府、兵庫県、福岡県)への不要不急の往来は控えてください。なお、通勤や通院、食料・医薬品・生活必需品の買い出し、屋外での運動や散歩など、生活や健康の維持のために外出が必要な場合は、基本的な感染対策(マスク着用、手洗い等)を徹底してください。

特に感染が拡大している地域に出かけての会食や接待を伴った飲食をしない

・緊急事態宣言が出されている地域以外でも、感染が拡大している地域にお出かけの際は、基本的な感染対策を心が けるとともに、会食や接待を伴う飲食は控えてください。

遅くまで集団で会食・宿泊をしない

・友人や知人と夜遅くまで長時間、集団で会食し、そのまま友人の部屋に宿泊をして感染するケースも見受けられます。そのような行動は控えてください。

高齢者は、カラオケ、ダンス等の大規模な催しへの参加を控える

・高齢者がカラオケ等の催しに参加したことで感染したと疑われる事例が見受けられます。感染によって重症化しやすい高齢者の皆様は、マスクを着用しないまま長時間の接触機会や、感染対策がしっかりと取られていない場所への参加を控えてください。

医療、福祉施設の職員は家族以外との会食を控える

・会食等に参加したことで感染する事例が見受けられます。特に医療機関や福祉施設の職員は、基礎疾患を抱える方や高齢者等の感染により重症化しやすい方との接触の機会が多くなるため、ウイルスを持ち込むことがないように当面の間、感染リスクの高い長時間の飲酒を伴う家族以外との会食等を控えてください。

症状が出れば通勤通学を控えて直ちにクリニックを受診

・発熱や倦怠感等の症状があるにも関わらず出勤し、周りに感染を拡げてしまったケースが多く見受けられます。これまでも繰り返しお願いしてきたところですが、軽微な症状であっても放置することなく、かかりつけ医等地域の身近な医療機関に電話相談してください。なお、かかりつけ医がなく、どこを受診すればよいかわからない場合は、受診相談窓口(県内各保健所・和歌山県コールセンター・受診医療機関)に相談してください。

※受診相談窓口の受付時間など、詳しくは県 HP をご確認ください

事業所では発熱チェック

・事業所においても従業員の発熱等のチェックをし、症状がある場合は業務に従事させず、クリニックの受診をすすめるなど、 適切な対応をお願いします。

病院、福祉施設サービスは特に注意

・病院や福祉施設等の職員は、施設内へ感染の持ち込みが発生しないように特に注意してください。 また、訪問介護や通所サービスの職員やケアマネージャーも含め、御自身での感染対策をより徹底するとともに、事業所 においても発熱のチェックを実施するなど、健康観察のさらなる徹底をお願いします。

各事業所で感染拡大予防ガイドラインを遵守

・各事業所において、県や各業界が出している感染拡大予防ガイドラインを遵守するようにお願いしています。多くの事業所ではガイドラインを遵守されていますが、すべての事業所でガイドラインの遵守をお願いします。また感染拡大予防ポスターの掲示もお願いします。

職場内でもマスクの着用を徹底する

※今回追加

・県内事業所において、執務中にマスクを着用せず会話をしたことが要因と疑われるクラスターが発生しました。職場では、会議だけでなく長時間にわたり同じ空間を共にすることから、マスクの着用や手指消毒、さらにドアノブ・手すり等の共用部分の消毒、定期的な換気等の感染対策も徹底してください。

在宅勤務(テレワーク)や時差出勤等の取組をすすめる

・事業者の皆様におかれましては、在宅勤務や時差出勤、自転車通勤など、人との接触を低減する取組をすすめるよう にお願いします。

濃厚接触者は陰性でもさらに注意

・本県では濃厚接触者の早期発見、早期 PCR 検査を実施しています。そのため、濃厚接触者が 1 回目の PCR 検査で 陰性となっても、2 週間の経過観察中に陽性になったケースが見受けられます。 濃厚接触者の方は、経過観察中は必ず自宅待機を行い、他の人との接触を避けることを守ってください。

医療機関は、まずコロナを疑う

・医療機関、特にクリニックの皆様は、咳や微熱等の軽微な症状であっても、まずは新型コロナウイルス感染症を疑い、速やかに検査を実施するなど、引き続き、患者の早期発見に努めていただきますようにお願いします。